

ベトナムにおける外資生産型企业

水野コンサルタンシーグループ

代表 水野真澄

Mizuno Consulting Vietnam Co., Ltd.

執行役員 安藤崇

No. 3



1. 総論

- 1) 生産型企业は、雇用の確保、技術の導入、外貨収入の確保等に貢献するため、一般的に歓迎される。
但し、工業用地の使用が必要（供給に限りがある）、環境・消防などの注意が必要という点が、審査のポイントとなる。
- 2) 保税加工をするかどうかについては、事前検討の上、最適な形態・進出場所を選択する。

2. 中国の場合（参考）

1) 企業分類

生産型企業の受け入れ態勢を確認するために、「外商投資奨励目録（国家発展改革委員会・商務部2020年第38号）」と「外商投資参入特別管理措置：ネガティブリスト（国家発展委員会、商務部2024年第23号）」を確認する。

2) 工業用地の使用

企業進出が成熟している地域の場合、優良企業に対して優先して、使用を認める傾向にある。また、発展改革委員会でのプロジェクト審査（工業用地を使用するに適切なプロジェクトか）、環境保護局での環境評価などのステップが必要。

3) 資本金

生産型企業の資本金は、使用する工業用地に応じて（土地使用权の購入・賃借に拘らず）、土地強度（平米当たりの投資総額要求）が決定されており、それにより、必要となる最低投資総額が決定される。

4) 加工貿易

生産型企業が加工貿易（保税輸入原材料を使用した輸出加工）を行う場合、税関に外国企業との契約書を提示し、加工貿易手冊・帳冊の取得申請を行う。

3. ベトナムの情況

1) 企業分類

国家（ベトナム）としての受け入れ態勢の確認は、「投資法・第61/2020/QH14号・第6条・第7条・第9条・第15条・第16条・別表4」による。投資奨励事業・投資奨励地域に投資する企業の場合、法人税率の優遇・減免、固定資産や原材料に係る輸入関税の免除、土地使用料等の減免措置が適用される。また、条件付き投資分野へ投資する企業の場合、出資比率制限、参入条件など、各種の制限対象となる。

2) 工業用地の使用

以前は認められていた工業団地以外の場所への進出は、環境保護の観点から認められなくなり、工業団地への進出を前提に設立計画を立てる必要がある。また、企業進出が成熟していない地域の場合、染色業等相対的に環境負荷の高い企業を受け入れる工業団地もあるため、各工業団地の特色を把握し、進出先の絞り込みを行う。

3) 資本金

生産型企業の資本金・最低投資総額への規制は原則としてないが、条件付き投資分野に該当する場合、業法等により最低資本金額が定められている場合がある。尚、有限会社・株式会社の資本金の払い込み期限は、2014年改正企業法により、企業登記証明書（ERC: Enterprise Registration Certificate）の発行日から90日以内に統一され、2021年施行の企業法においても同様の扱いとなっている（同法・第47条・第75条・第113条）。これは、生産型企業も同様。

4) 輸出加工企業

投資奨励事業・投資奨励地域の条件を満たさない生産型企業が、原材料輸入等の保税措置を得るためには、投資計画局、工業団地管理委員会等のライセンス発行機関から、輸出加工企業(EPE: Export Processing Enterprise)としての投資登記証(IRC: Investment Registration Certificate)を取得する必要がある。

ベトナムビジネスコンサルティングサービスのご案内

Mizuno Consulting Vietnam Company Limitedでは、中国コンサルティングサービスと同様の総合基本サービスパッケージをご提供し、企業再編、会計・税務等、ベトナムビジネス上の諸問題を、法規・実務の両面から対応・解決いたします。

中国・ベトナムでビジネス展開をされている日系企業の皆さまへ、組織再構築、ビジネスモデル構築、記帳・税務申告、外為・資金管理等、ますます高度化・複雑化する諸問題に対し、日本、中国本土、香港、ベトナムの6都市・8拠点一体となって、安心のトータルソリューションを提供いたします。

MIZUNO CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED
(水野コンサルティングベトナム)

31F, Saigon Trade Center, 37 Ton Duc Thang Street,
Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam
Tel/Fax : (84) 28-3910-1822

お問い合わせ : infovn@mizuno-ch.com (担当・水嶋)
Tel:(852)2522-0078



● 基本パッケージ（登録可能人数 2名）

基本総合パッケージは、ベトナムでのビジネスコンサルティング（組織再構築、ビジネスモデル構築、記帳・税務申告、外為・資金管理等）、および労務コンサルティングに対応するパッケージです。

<サービス内容>

① Q&Aサービス

ベトナムビジネスに関する一般的な（個別調査・作業を必要としない）ご質問を、E-mailにて回数無制限でお受け致します。必要に応じて弊社顧問弁護士の意見を確認した上で、日本語でご質問にお答えいたします。

② 情報配信サービス

ベトナムビジネス制度に関する情報、及びそれらの解説に関するレポートを、随時、配信いたします。

③ 面談サービス

月1時間の無料面談をお受け致します。※弊社ホーチミンオフィスでの面談です。

<料金>

ベトナムビジネスコンサルティング会員様料金 月額USD250

中国コンサルティング既存会員様向け特別料金 月額USD150

コンサルティング会員様にはスポット案件についても、サポートさせていただきます。

会員様の多様なニーズにお応えできるよう、日々サービス向上に努めておりますので、

ベトナムビジネスに関する事であれば、何なりとお気軽にご相談下さい。

事前にお見積額を提示し、ご同意いただいた場合のみ、作業開始いたします。

例）ベトナム拠点開設サポート、組織再編サポート、税務申告代行、記帳代行、法務サービス、その他